平成２４年（フ）第１９４号
奈良県宇陀郡曽爾村大字伊賀見1853番地の９
債務者　百地　義春
１　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
奈良県宇陀郡曽爾村大字伊賀見1853番地の９
債務者　百地えみ子
１　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２００号
奈良県北葛城郡王寺町葛下２丁目１番１―511号、前住所奈良県北葛城郡王寺町葛下２丁目１番１―101号
債務者　髙取　正博
１　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
奈良県橿原市常盤町45番地の15
債務者　森元希早子
１　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
奈良県葛城市辨之庄263番地１、前住所奈良県葛城市疋田137番地１
債務者　杉村　元子（旧姓盛田）
１　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
奈良県磯城郡川西町大字梅戸185番地
債務者　松下　喜宣
１　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
奈良県磯城郡田原本町大字小阪208番地の６
債務者　小池　正浩
１　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
長崎県大村市桜馬場１丁目413番地４ディアス桜馬場Ａ101、前住所長崎県大村市富の原２丁目94番地１ステージⅡ103号
債務者　那須　明子（旧姓家冨）
１　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
長崎県大村市竹松本町994番地５
債務者　宮﨑　末歳
１　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
長崎県大村市桜馬場２丁目606番地12　サンハイツ桜馬場102号、前住所長崎県大村市小路口町275番地３　セジュール小路口Ａ202
債務者　小野　麻美
１　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１２６６号
名古屋市北区尾上町１番地の２　尾上団地４棟1410号
債務者　森下　勝子
１　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３０８号
名古屋市瑞穂区神穂町２番３号　ルードメール堀田202号、従前の住所名古屋市東区大松町８番13号　メゾンベール大松205号
債務者　佐々木美菜子
１　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４１３号
愛知県弥富市平島町喜右味名78番地１　フレグランス桂Ａ―201
債務者　滝川富美江こと　ＴＡＫＩＧＡＷＡ　ＴＯＭＩＥ　ＬＵＣＩＡ
１　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４６号
岡山県都窪郡早島町矢尾305番地10
債務者　成川　有貞
１　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
岡山県総社市三須1601番地30
債務者　金子　正和
１　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
岡山県総社市三須1601番地30
債務者　金子　利行
１　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
岡山県総社市三須1601番地30
債務者　金子　育実
１　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係